

乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、小学生、中学生、高校生、ひとり親等その他市長が定める者に対する医療費助成（以下「乳幼児等医療費助成」という。）に関する事務であって規則で定めるもの（ひとり親）

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	一関市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、小学生、中学生、高校生、ひとり親等その他市長が定める者に対する医療費助成（以下「乳幼児等医療費助成」という。）に関する事務であって規則で定めるもの（ひとり親）
②番号法別表の項	65	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	90	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の第1の項 乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、小学生、中学生、高校生、ひとり親等その他市長が定める者に対する医療費助成（以下「乳幼児等医療費助成」という。）に関する事務であって規則で定めるもの（ひとり親）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法第1条	一関市ひとり親家庭等医療費給付規則第1条
⑥事務の趣旨又は目的	母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、（母子家庭等）及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって（母子家庭等及び寡婦の福祉を図る）ことを目的とする。	この規則は、（ひとり親家庭及びひとり親家庭に準ずる家庭）に対して、医療費の一部を給付することにより、ひとり親家庭等の健康保持とともに、生活の安定と（福祉の増進）を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		一関市ひとり親家庭等医療費給付規則（平成17年規則第112号）

2. 事務の具体的な事務内容 と 提供を 求める 利用特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	一関市ひとり親家庭等医療費給付規則第12条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	一関市ひとり親家庭等医療費給付規則第12条の給付の決定に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号ロ	一関市ひとり親家庭等医療費給付規則第 4 条第 2 項第 2 号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容 と 提供を 求める 利用特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	一関市ひとり親家庭等医療費給付規則第 6 条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	一関市ひとり親家庭等医療費給付規則第 6 条の受給資格の認定に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号イ	一関市ひとり親家庭等医療費給付規則第 2 条、第 3 条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容 と 提供を 求める 利用特定個人情報等

事務3		
-----	--	--

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	一関市ひとり親家庭等医療費給付規則第6条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	一関市ひとり親家庭等医療費給付規則第6条の受給資格の認定に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	一関市ひとり親家庭等医療費給付規則第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	ひとり親家庭の母又は父及びひとり親家庭等の子
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2024年09月26日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	21
保護評価書の名称	医療費助成（乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等、小学生、中学生及び高校生等）に関する事務基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E4%B8%80%E9%96%A2%E5%B8%82&ev_name=%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E5%8A%A9%E6%88%90&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=6&opn_date_from_month=8&opn_date_from_day=1&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=11&opn_date_to_day=1&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2